

建 管 第 6 5 号
令和4年(2022年)4月11日

各建設業関係団体の長様

北海道建設部長

建設業担い手対策支援事業補助金の募集について

北海道の建設行政の推進につきまして、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、北海道では、本道の建設産業において、これまでの公共事業の削減や人口の減少・少子高齢化などにより課題となっている担い手不足に対応し、建設業団体等が主体的に行う入職促進、定着促進及び生産性向上に資する取組を支援することにより、本道建設産業の持続的発展を図るため、別添募集要領のとおり、「建設業担い手対策支援事業補助金」の募集を開始することといたしました。

つきましては、貴会(団体)におかれましても本補助金の積極的な活用についてご検討いただきますよう、お願いいたします。

記

1 補助事業名

建設業担い手対策支援事業補助金

ホームページでも公開しておりますので参照願います。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/hojyokin/hojyokin.htm>)

2 補助対象団体

(1) 一般社団法人北海道建設業協会の正会員である地方建設業協会

(2) 募集要領1(3)ア～ウを全て満たす業種別団体

3 補助金額

補助対象経費1/2以内、上限額100万円、下限額10万円

4 募集期間

令和4年(2022年)4月11日(月)から令和4年(2022年)5月6日(金)

建設政策局建設管理課(担当:加藤)

住所 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5810 FAX 011-232-6335

E-mail katou.sumie@pref.hokkaido.lg.jp

令和4年度（2022年度）「建設業担い手対策支援事業補助金」募集要領

令和4年(2022年)4月11日

【目的】

北海道では、建設業担い手対策支援事業補助金の活用を希望される建設業団体等を募集します。

この制度は、これまでの公共事業の削減や人口の減少・少子高齢化などにより本道建設産業において、課題となっている担い手不足に対応し、建設業団体等が行う入職促進、定着促進及び生産性向上に資する取組を支援することにより、本道建設産業の持続的発展を図り、地域の安全・安心とともに経済や雇用の安定に寄与することを目的としています。

1 補助対象者

補助対象者は次に掲げる業界団体とする。

- (1) 一般社団法人北海道建設業協会
- (2) 一般社団法人北海道建設業協会の正会員である次の地方建設業協会
一般社団法人札幌建設業協会、一般社団法人函館建設業協会、一般社団法人室蘭建設業協会
小樽建設協会、一般社団法人空知建設業協会、留萌建設協会、一般社団法人旭川建設業協会
一般社団法人帯広建設業協会、一般社団法人釧路建設業協会、一般社団法人網走建設業協会
稚内建設協会
- (3) 次の全てを満たす業種別団体
ア 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の「大分類D建設業」及び「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業の小分類742 土木建築サービス」の業種（別紙）の事業者等で構成される、法律に基づく団体又は任意の団体。
イ 事務所が北海道内に存在し、構成員の所在地が一市町村に限定されない団体であること。
ただし、全国規模の団体の北海道支部等の場合にあっては、当該支部として補助事業を行うこと。
ウ 設立目的、事業実績、組織体制、財務状況等の面で補助事業を適切に行うことができると判断される団体であること。
- (4) 留意事項
ア 補助対象事業者は、事業内容や効果などを勘案し、審査により決定します。
イ 市町村建設業団体や他の団体等と連携して事業を行う場合は、それらの団体による実行委員会などの任意団体を起ち上げ、補助金交付申請を行ってください。なお、当該任意団体の事務局を補助対象団体に担っていただきます。
ウ 補助対象団体同士が共同で事業を行う場合は、事業における経費分担を明確にした上で、各団体ごとに補助金交付申請を行うこととし、1団体の補助率は1/2以内、補助上限額は100万円とし、下限は10万円となります。

2 対象となる事業

補助対象となる事業は、次のとおりです。なお、補助金の目的を達成するため、具体的な成果を目指して取り組むもので、審査の結果、適当と認められるものを対象（具体的事例はQ&Aを参照願います。）とします。

- (1) 入職促進に資する取組
- (2) 定着促進に資する取組
- (3) 生産性向上に資する取組

3 補助事業採択の条件

補助対象事業は、次の条件を総合的に勘案し、審査の上、決定します。

- (1) 事業内容が補助金の交付目的と照らして適切であること。
- (2) 事業実施の体制や資金計画が妥当であること。
- (3) 国等の補助制度の補助対象事業ではないこと。

4 補助率及び補助金の額

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内とする。
- (2) 補助限度額 100万円を上限、10万円を下限とする。
- (3) 補助金額の算定方法 千円単位の額（端数切り捨て）とする。
- (4) 補助事業者が複数事業を申請した場合 補助申請できる補助金額は、1補助事業者あたり100万円を上限とする。

5 補助事業期間

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

6 補助対象経費

(1) 補助対象経費

ア 補助対象事業を実施するために必要な経費(講師謝金、コンサルタント料、旅費、委託料、リース料、会場等借上費、原材料費、通信費、印刷費、運送料、臨時雇用にかかる賃金、受講料、会費等)

イ 令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までに執行する経費(交付決定前に執行したのも含む)

(2) 補助対象外経費

ア 土地の購入及び借上に係る経費(事業実施のための場所等の一時的借上は除く。)

イ 建物の購入及び借上、改造に係る経費(事業実施のため会場等の一時的借上は除く。)

ウ 役員報酬及び人件費(事業実施に際しての臨時雇用にかかる経費は除く。)

エ 光熱水費、通信費、消耗品費、広告宣伝費、会費等負担金など、既存事業部門との区分が不可能な共通経費(補助事業と既存事業部分と明確な経費区分ができるものは除く。)

オ 食糧費、接待費等の個人消費的経費及び備品費

7 募集期間

令和4年(2022年)4月11日から令和4年(2022年)5月6日

8 補助金申請方法

(1) 必要書類

補助金等交付申請書に事業計画書、補助金等交付申請額算出調書、経費の配分調書、事業予算書、資金収支計画書、支出内訳一覧表、口座振替申出書、定款・規約を添付して提出してください。

(2) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建設政策局建設管理課

電話(直通): 011-204-5810 FAX: 011-232-6335

9 補助金を受けるにあたって

注意事項については、補助金交付決定後に改めて説明しますが、あらかじめ次の点に留意してください。

(1) 補助金の支出は、補助金の額の確定以降になります。

補助対象経費であっても支払いが先行する場合がありますので、自己資金の確保にご留意ください。

(2) 実績報告書は事業完了後30日以内か令和5年(2023年)4月10日までのうちいずれか早い日までに提出してください。

(3) 補助事業者は、補助事業にかかる経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し補助事業終了から5年間保管してください。

(4) 本道建設産業の経営体質強化のため、必要に応じて、補助事業者はその補助事業の概要、成果等について発表していただくことがあります。

大分類 D 建設業	077 塗装工事業
中分類 06 総合工事業	0771 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）
060 管理、補助的経済活動を行う事業所（06総合工事業）	0772 道路標示・区画線工事業
0600 主として管理事務を行う本社等	078 床・内装工事業
0609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0781 床工事業
061 一般土木建築工事業	0782 内装工事業
0611 一般土木建築工事業	079 その他の管理職別工事業
062 土木工事業（舗装工事業を除く）	0791 ガラス工事業
0621 土木工事業（別掲を除く）	0792 金属製建具工事業
0622 造園工事業	0793 木製建具工事業
0623 しゅんせつ工事業	0794 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
063 舗装工事業	0795 防水工事業
0631 舗装工事業	0796 はつり・解体工事業
064 建築工事業（木造建築工事業を除く）	0799 他に分類されない職別工事業
0641 建築工事業（木造建築工事業を除く）	中分類 08 設備工事業
065 木造建築工事業	080 管理、補助的経済活動を行う事業所（08設備工事業）
0651 木造建築工事業	0800 主として管理事務を行う本社等
066 建築リフォーム工事業	0809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
0661 建築リフォーム工事業	081 電気工事業
中分類 07 職別工事業（設備工事業を除く）	0811 一般電気工事業
070 管理、補助的経済活動を行う事業所（07職別工事業）	0812 電気配線工事業
0700 主として管理事務を行う本社等	082 電気通信・信号装置工事業
0709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0821 電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）
071 大工工事業	0822 有線テレビジョン放送設備設置工事業
0711 大工工事業（型枠大工工事業を除く）	0823 信号装置工事業
0712 型枠大工工事業	083 管工事業（さく井工事業を除く）
072 とび・土工・コンクリート工事業	0831 一般管工事業
0721 とび工事業	0832 冷暖房設備工事業
0722 土工・コンクリート工事業	0833 給排水・衛生設備工事業
0723 特殊コンクリート業	0839 その他の管工事業
073 鉄骨・鉄筋工事業	084 機械器具設置工事業
0731 鉄骨工事業	0841 機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）
0732 鉄筋工事業	0842 昇降設備工事業
074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業	089 その他の設備工事業
0741 石工工事業	0891 築炉工事業
0742 れんが工事業	0892 熱絶縁工事業
0743 タイル工事業	0893 道路標識設置工事業
0744 コンクリートブロック工事業	0894 さく井工事業
075 左官工事業	大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業
0751 左官工事業	中分類 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
076 板金・金物工事業	742 土木建築サービス業
0761 金属製屋根工事業	7421 建築設計業
0762 板金工事業	7422 測量業
0763 建築金物工事業	7429 その他の土木サービス業